

答申の内容

- 審査請求日：平成29年7月7日
- 諮問日：平成29年8月25日
- 答申日：平成29年10月18日
- 事件名：個人情報部分開示決定に係る審査請求

結論

審査請求を棄却するのが適切である。

審査請求人の主張

住民票の職務上請求書について、非開示とされた依頼人氏名の開示を求めるもの

(理由)

- ① 職務上請求の理由となっている「告訴、内容証明作成」ということであれば、家族全員の続柄、本籍、生年月日等が記載された謄本を取得する必要がなく、違法な職務上請求が行われたものである。
- ② インターネット上に自己の氏名や携帯電話番号等の情報が掲載されるなどプライバシーが侵害され、誹謗中傷が行われており、これは第三者により住民票の謄本が取得されたことによるものである。

審査会の判断理由

- 小野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項第2号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、これを開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害する恐れがあるときは、これを保護するため非開示とすることを定めている。
- 本件職務上請求においては、第三者の情報は私的な事実で他人に知られたくない情報であり、個人のプライバシーに関わるものであることから、これを開示することは第三者の権利利益を侵害するものといえる。
- 職務上請求書の理由にある告訴状や内容証明の作成は行政書士の職務として認められており、住民基本台帳法第12条の3の規定に基づく正当な手続きによってなされたもので不当な目的とはいえない。
- 審査請求人よりインターネット上で審査請求人に対してなされたという誹謗中傷内容等のコピーが提出されているが、当該職務上請求により取得された住民票との因果関係を示すものではない。
- その他審査請求人が提出した資料等からは、当審査会において本件職務上請求における違法性を確認することはできなかった。

審査会開催の経過

平成29年10月12日（木）	第1回個人情報保護審査会
----------------	--------------